

基安労発 0802 第 2 号
平成 29 年 8 月 2 日

公益社団法人全国産業廃棄物連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
(契 印 省 略)

8 月以降における熱中症予防対策の徹底について

安全衛生行政の推進につきまして、日頃から格別の御配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、職場での熱中症予防対策については、平成 21 年 6 月 19 日付け基発第 0619001 号「職場における熱中症の予防について」（以下「基本対策」という。）により示しています。平成 29 年の職場における熱中症予防対策については、平成 29 年 3 月 10 日付け基安発 0310 第 3-5 号「「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について」（以下「キャンペーン通達」という。）により示したとおり、今年度新たに「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を開始し、業所管省庁や関係団体等と連携し取り組んでいるところです。

今般、7 月末までに報告があった熱中症の件数を取りまとめた（別紙）ところ、昨年同時期の状況より報告件数が多くなっていました。熱中症の発症のピークが、一般的に 7 月から 8 月であることを踏まえ、8 月以降においても、職場における熱中症予防対策の更なる徹底が必要です。

一方、労働者の熱順化（熱に慣れ当該環境に適応すること）については、熱へのばく露が中断すると 4 日後には順化の顕著な喪失が始まります。このため、夏季休暇後など、一定期間暑熱環境における作業から離れ、その後再び当該作業を行う場合等においては、労働者は熱に順化していない状態に再び戻っていることが想定されることに特段の留意が必要です。

つきましては、貴職におかれましては、8 月以降の職場における熱中症予防対策の徹底に向け、関係事業場において、上記の労働者の熱順化の状況を踏まえた対策の実施に留意する等により、基本対策及びキャンペーン通達に基づく職場での熱中症予防対策に一層の取組を進めていただけるよう、関係事業場への周知について特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

熱中症による月別の労働者死傷病報告数（平成28、29年）（人）

| | 5月以前 | 6月 | 7月 | 7月末までの累積数 |
|---------------------------|------|----|----|-----------|
| 平成29年 ※同年7月末時点 の速報値 | 22 | 11 | 53 | 86 |

| | | | | | | | |
|---------------------------|----|----|-----|-----|-----|----|-------|
| 平成28年 ※同年7月末時点 の速報値 | 9 | 17 | 37 | 63 | 8月 | 9月 | 10月以降 |
| 平成28年 ※確定値 | 12 | 26 | 162 | 200 | 219 | 39 | 4 |

- 平成29年においても同様に報告数が確定すると仮定すると、7月末までの累積確定数は200人以上に上ると推定される。
- 平成28年8月において、200人を超える被災者が発生したことから、本年8月以降も職場における熱中症予防対策の更なる徹底が必要である。
- ※ 「5月以前」は1月から5月まで、「10月以降」は10月から12月までの合計。
- ※ いずれも休業4日以上労働災害に係る労働者死傷病報告。

（参考）

平成28年の職場における熱中症による死傷災害発生概要

平成28年の職場における熱中症による死亡者及び休業4日以上業務上疾病者の数は462人と依然として高止まり状態にある。また、死亡者数は12人と、平成27年よりも17人減少した。そのうち、建設業において死亡者数は7人であり、平成27年度と同様に高い割合を示している。

平成28年に熱中症により死傷した462人のうち、271人が全国的に気温の高かった7月21日から8月末に被災している。また、死亡した12人のうち、2人が7月に、6人が8月に被災している。

死亡した12人に係る災害の発生状況等をみると、WBGT値（暑さ指数）の測定は12人の災害発生場所においてなされていなかった。また、熱への順化期間（熱に慣れ、当該環境に適応する期間）の設定は9人においてなされていなかった。さらに、事業者による水分及び塩分の準備は8人、健康診断の実施は5人においてなされていなかった。